



# 第2期アルコール健康障害 対策推進基本計画

4

## 精神保健福祉センターを中心とした連携について

Mental health and welfare center as the hub of services



全国精神保健福祉センター長会  
常任理事、  
依存症対策委員長/  
横浜市こころの健康相談センター  
センター長

白川 教人

Norihito Shirakawa

## Summary

本稿では、精神保健福祉センターならびに全国精神保健福祉センター長会を概説し、アルコール健康障害対策基本法の成立に全国精神保健福祉センター長会が果たした役割、その後の精神保健福祉センターの依存症相談拠点としての活動状況並びにアルコール健康障害対策基本法の第2期アルコール健康障害対策推進基本計画を概観する。そのうえで、精神保健福祉センターを中心とした関係機関・団体連携の状況について、全国精神保健福祉センター長会との連携、保健所・専門医療機関との連携については佐賀県を、断酒会との連携については長野県を、民間支援団体との連携については横浜市を、企業との連携については岡山市を例にとり、その連携状況を紹介する。



### Key Words

精神保健福祉センター、全国精神保健福祉センター長会、アルコール健康障害対策基本法、アルコール健康障害対策推進基本計画、相談拠点

### はじめに

精神保健福祉センター(以下、センター)は都道府県政令指定都市により設置され、その自治体の精神保健福祉の実務の中核を担い、全国に69ヵ所(東京都3ヵ所)ある。また、そのセンターの長をもって全国精神保健福祉センター長会(以下、センター長会)を組織している<sup>1)</sup>。センター長会は、ひきこもり相談の相談窓口を「ひきこもり相談窓口」と明確化したことで相談数が飛躍的に伸びた経験から、アルコール健康障害対策基本法(以下、基本法)策定の際にも、依存症の相談先を明確にするために全国の都道府県政令市に「依存症相談窓口」を明確に設置することを提案した。その提案の結果、第1期アルコール健康障害対策推進基本計画

(以下、基本計画。2016年に施行)において、都道府県政令市に相談拠点を設置することが重点課題とされた。第2期基本計画(2021年4月施行)においては、第1期基本計画を通じてすべての都道府県での相談拠点・専門医療機関の設置という目標が達成されたことが評価された。一方で、相談や医療へのアクセスが不十分なこと、アルコール依存症が疑われる者の推計値と受診した患者数との乖離(いわゆる治療ギャップ)の指摘があり、より相談や治療に結び付くよう支援をさらに強化・推進することが第2期基本計画には求められた。

### 第2期基本計画に至る概要

第2期基本計画では、第1期基本計画で掲げられた2つ